

岩手県医療局管理規程第13号

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年 5月28日

岩手県医療局長 田村均次

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程

医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第17条の12 第17条の6から前条まで（第17条の8第1項第4号並びに前条第1項第4号並びに第2項第1号及び第2号を除く。）の規定は、第35条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この条において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第17条の6中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして医療局長が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは「<u>要介護者のある職員が医療局長が定めるところにより、当該要介護者を介護</u>」と、「第61条第23項」とあるのは「第61条第24項」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第17条の8第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、第17条の9中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして医療局長が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは「<u>要介護者のある職員が当該要介護者を介護</u>」と、「第61条第17項」とあるのは「第61条第18項」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「<u>要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した</u>」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号から第3号まで」と、同条第3項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号から第3号まで」と読み替えるものとする。</p>	<p>(介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第17条の12 第17条の6から前条まで（第17条の8第1項第4号並びに前条第1項第4号並びに第2項第1号及び第2号を除く。）の規定は、第35条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第17条の6中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして医療局長が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは「<u>第17条の12に規定する要介護者（以下この条、第17条の8、第17条の9及び第17条の11において「要介護者」という。）のある職員が医療局長が定めるところにより、当該要介護者を介護</u>」と、「第61条第23項」とあるのは「第61条第24項」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第17条の8第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「<u>要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した</u>」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、第17条の9中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして医療局長が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは「<u>要介護者のある職員が当該要介護者を介護</u>」と、「第61条第17項」とあるのは「第61条第18項」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「<u>要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した</u>」と、同項第3号中「子」とあるのは「前項第1号から第3号まで」と、同条第3項中「第1項各号」とあるのは</p>

(特別休暇)

第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(6) [略]

(7) 職員が生後1年6月に達しない子を育てるため、労働基準法第67条第1項に規定する時間を請求した場合（男性職員にあっては、その妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号、第19号及び第20号において同じ。）が当該子の保育をすることができる場合を除く。）1日2回それぞれ1時間の期間（男性職員にあっては、その妻が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を請求し、若しくは承認され、又は同条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ1時間から当該請求又は承認に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、別に定める回数及び期間）

(8) 職員の保護する小学校就学の始期に達するまでの者が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の予防接種、学校保護法（昭和33年法律第56号）第4条の健康診断又は母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合で、当該職員の介助が必要と認められるとき 必要と認められる期間

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

「第1項第1号から第3号まで」と読み替えるものとする。

(特別休暇)

第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(6) [略]

(7) 職員が生後1年6月に達しない子を育てるため、労働基準法第67条第1項に規定する時間を請求した場合（男性職員にあっては、その妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号、第20号及び第21号において同じ。）が当該子の保育をすることができる場合を除く。）1日2回それぞれ1時間の期間（男性職員にあっては、その妻が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を請求し、若しくは承認され、又は同条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ1時間から当該請求又は承認に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、別に定める回数及び期間）

(8) 職員の保護する小学校就学の始期に達するまでの者が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の予防接種、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条の健康診断又は母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合その他医療局長が定める場合で、当該職員の介助が必要と認められるとき 必要と認められる期間

(9) [略]

(10) 要介護者の介護その他の医療局長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

<p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p> <p>(24) [略]</p> <p>(休暇の単位等)</p> <p>第36条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第34条第9号、<u>第18号、第19号及び第20号</u>の休暇（以下「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>7 第33条及び第34条（<u>第17号から第22号まで</u>を除く。）において、休暇の期間として一定の日数、週数、月数又は年数で示されているものは、その期間中における週休日、休日及び代休日を含むものとする。</p> <p>(病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認)</p> <p>第36条の2 病気休暇、特別休暇（第34条第6号、第7号及び<u>第10号</u>の休暇を除く。次項において同じ。）及び介護休暇については、次項及び第3項の規定により、所属長の承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p> <p>(24) [略]</p> <p>(25) [略]</p> <p>(休暇の単位等)</p> <p>第36条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第34条第9号、<u>第10号及び第19号から第21号まで</u>の休暇（以下「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>7 第33条及び第34条（<u>第18号から第23号まで</u>を除く。）において、休暇の期間として一定の日数、週数、月数又は年数で示されているものは、その期間中における週休日、休日及び代休日を含むものとする。</p> <p>(病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認)</p> <p>第36条の2 病気休暇、特別休暇（第34条第6号、第7号及び<u>第11号</u>の休暇を除く。次項において同じ。）及び介護休暇については、次項及び第3項の規定により、所属長の承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成22年5月28日から施行する。